
評議員選任・解任委員会 運営細則

社会福祉法人 博愛会

ハ一モ二一松葉

社会福祉法人 博愛会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 本則は、社会福祉法人博愛会定款第6条第1項に規定された、社会福祉法人博愛会評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）における評議員の選任・解任手続等を定めたものである。

(委員の構成)

第2条 委員会は、監事1名、事務局1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
2 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に出席しなければならない。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。
3 委員は、辞任又は任期満了後においても、定款第6条第2項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(外部委員の資格等)

第4条 次に掲げる者は、定款第6条第2項で定める委員会の外部委員となることができない。
(1) この法人の設立者、評議員、役員（理事及び監事）及び職員
(2) この法人の理事長及び常勤の理事であった者（職員を兼ねた理事を含む。）並びに職員であった者（退職後1年未満の職員に限る。）
(3) (1)及び(2)に掲げる者と特殊な関係がある以下の者
イ その配偶者又は三親等以内の親族
ロ (1)に掲げる者のうち評議員及び役員と省令（昭和26年厚生省令第28号）に規定する特殊関係人
ハ (1)に掲げる者のうち設立者及び職員並びに(2)に掲げる者とロに規定する特殊関係人に準ずる者
(4) 暴力団員等の反社会勢力の者

(委員の解任)

第5条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
(1) 心身故障のため、職務執行に堪えないと認めるとき
(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められる

とき

(委員の報酬及び交通費実費の支給)

第6条 委員の報酬は日額 5,000 円とする。

2 役員報酬規程に準じ、交通費実費を支給することができる。

(招集)

第7条 委員会は、理事長が招集する。

(招集通知)

第8条 理事長は、委員会の日の1週間前までに、各委員会委員（以下委員）に対して書面でその通知を発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(委員長)

第9条 委員会の委員長は、当該委員会において委員の中から選出する。

2 委員長は委員会の議長とする。

(評議員の選任)

第10条 評議員の選任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事会は、理事会で決議された様式1「次期評議員候補者推薦書」を委員会に提出する。
- (2) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、「次期評議員候補者推薦書」記載事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (3) 委員会は、理事会より提出された「次期評議員候補者推薦書」について審議を行い、評議員の選任について決議を行う。

(評議員の解任)

第11条 評議員の解任は、以下の各号の手続きを経るものとする。

- (1) 理事長（理事長に事故あるときは業務執行理事）は、委員会に理事会で決議された評議員の解任の提案を行い、評議員として不適任とした理由を委員に説明しなければならない。
- (2) 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。
- (3) 委員会は、理事会より提案された評議員の解任について審議を行い、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第12条 委員会の決議は、委員会の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、

外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は書面をもって作成し、委員長および出席した委員が記名押印しなければならない。

3 議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

(1) 委員会が開催された年月日及び場所

(2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果

(3) 委員会に出席した理事の氏名

(4) 委員会の委員長が在るときは、委員長の氏名

4 第1項の議事録は、委員会の日から10年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(理事会への報告)

第14条 委員長は、審査の結果を理事会に報告しなければならない。

(補則)

第15条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第16条 この細則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。

3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。